○国土交通省告示第六百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

那智川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字榎木谷

四二〇九番一　地先河川敷　一号から四号まで

四二〇七番二　地先河川敷　五号及び六号

四二〇六番　地先河川敷　七号から九号まで

四二〇五番　地先河川敷　十号から十七号まで

四二〇四番　地先河川敷　十八号から二十一号まで

字柳原

二四六〇番一　地先河川敷　二十二号から二十三号まで

二四五九番　地先河川敷　二十四号及び二十五号

二四五二番二　地先河川敷　二十六号

二四五二番一　地先河川敷　二十七号及び二十八号

字廣瀬

二三七七番一四　地先河川敷　二十九号

二三七七番一五　地先河川敷　三十号

二三七七番一六　地先河川敷　三十一号

二三七七番一八　地先河川敷　三十二号

二三七七番八　地先河川敷　三十三号

二三八〇番二　地先河川敷　三十四号

二三七七番一　地先河川敷　三十五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱八十一号から百十九号までを順次結んだ線及び標柱八十一号と百十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字中二ノ瀬

八十一号及び八十二号　二八一九番

八十三号から八十五号まで　二八二六番三

八十六号及び八十七号　二八二八番一

八十八号　二八二八番一

字拝平

二九〇四番二　地先河川敷　二八二八番一

二九〇三番　地先河川敷　二八三八番

二九〇五番　地先河川敷　二八三九番

二九〇六番二　地先河川敷　二八四一番

九十一号　二八七八番

九十二号及び九十三号　二八七五番

字遠川原

九十四号　二九〇三番

九十五号　地先河川敷

字地舎

九十六号　二九〇四番二

九十七号　地先河川敷

九十八号及び九十九号　二九〇六番二

百号　地先河川敷

百一号　九一六番一

百二号　九五〇番

百三号　九五二番

百四号及び百五号　九五二番　地先道路敷

字平田

百六号　九四八番

百七号　九七五番

百八号　九七〇番

百九号　九七一番　地先水路敷

百十号　九七四番

百十一号　九八九番

百十二号　九七二番

百十三号　九七三番

百十四号　九九二番二

百十五号　九九二番三

百十六号及び百十七号　九九一番一

百十八号及び百十九号　一一四六番二

字内野

一一四五番一

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字中川原

一号及び二号　二六五四番

三号　地先道路敷

字條直野

四号から六号まで　一六〇四番

七号及び八号　一六四〇番一　地先河川敷

九号及び十号　一六四〇番一

十一号　一六五〇番

十二号　一八四九番

十三号から十七号まで　一八二〇番一

十八号から二十号まで　一八二〇番二

二十一号から二十六号まで　一八二三番一

二十七号　地先道路敷

二十八号から三十号まで　一八五二番

三十一号　一八五九番二　地先道路敷

三十二号及び三十三号　一八五八番　地先道路敷

三十四号　二六五三番

三十五号　二六五二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱三十六号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱三十六号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字平瀬谷

三十六号　一六五三番

三十七号及び三十八号　一六三三番

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樋口川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字樋谷口

一号　一二八一番三

二号及び三号　一二八四番

四号及び五号　一二八六番

六号　一二九三番一

七号　一三〇七番

八号　一三一四番

九号　一三一七番

十一号　一三一一番

十二号　一二九二番

十三号　一二九一番

十四号　一二八八番

十五号　一二八七番

十六号　一二八五番

十七号及び十八号　一五七二番

十九号　一五七四番

二十号及び二十一号　一五七七番

二十二号　一五八〇番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十三号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱二十三号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百三十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々

字條直野

三十九号　一六六八番一

四十号　一六六七番

四十一号　一六七八番

四十二号　一六七二番

四十三号及び四十四号　一六七三番

四十五号　一六七六番

四十六号から四十九号まで　一八一八番

五十号から五十三号まで　一八一九番

字文明ノ岡